むずかしい税務をわかりやすく伝えます

JAZZの街 阿佐ヶ谷の会計事務所
斎藤会計事務所

斎藤会計通信

vol.39 2017年8月号

〒166-0001
東京都杉並区阿佐谷北1-3-8
グリーンパークビル2階
編集長：四ヶ所

代表の一言！

皆様こんにちは！夏休みはいかがお過ごしでしたか？私は沖縄の宮古島に行ってまいりました。きれいなエメラルドグリーンの海と青い空のコントラスト最高でした！3泊4日の旅でしたが、日頃の疲れが取れそうになったころに最終日を迎えました(笑)。やはり1週間ぐらい滞在しないとほんとの疲れは取れないのかと実感しました。日本人は働きすぎなのでしょうか！？

今回のテーマは「働き方改革」についてです。

最近「働き方改革」という言葉をよく耳にしませんか？これは単に労働時間を短くすることではなく、仕事の無駄や長時間労働をなくし効率良く働くことで、プライベートと仕事の両立を可能にしながら、企業の成長につなげる取り組みのことを指します。

政府は「働き方改革実行計画案」を公表し、2019年からの実現を目指しています。

《9分野で改革の方向性を明示》

① 非正規雇用の処遇改善……同一労働同一賃金を導入

② 賃金引き上げと労働生産性向上……最低賃金を年率3%程度引き上げ時給1000円に

③ 長時間労働の是正……罰則付きの残業上限を設定

④ 柔軟な働き方の環境整備……テレワークの拡大、兼業副業の推進

⑤ 子育て、介護等と仕事の両立……病気治療、介護、子育てと仕事の両立支援

⑥ 外国人材の受け入れ……外国人受け入れの環境整備を政府横断で総合的に検討

⑦ 女性と若者の活躍……パートタイマーが就業調整を意識しない環境整備

⑧ 就職、再就職支援……転職者受け入れ企業の支援と職業能力、職場情報の見える化

⑨ 高齢者の就業促進……65歳以上の継続雇用や定年延長の支援

働き方改革



働き方改革を進める理由は、少子高齢化が進行し労働力人口が減少していることや、長時間労働が改善されないためといわれます。今後10～20年の間に人間が行ってきた、単なる作業はAI（人工知能）等になり替わることが予想され、人間は付加価値の高い仕事にシフトすることを迫られることになるでしょう。今後は中小企業も、人材確保のため上記の改革に早くから取り組み、付加価値の高い仕事にシフトしていかなければ生き残れない時代がやってきそうです。

当事務所も付加価値を高めるために“経営計画策定支援”業務を導入しております。是非一度体験ください！



代表　斎藤 英一

斎藤会計News

最近の日商簿記事情

会計事務所や経理担当者の登竜門！

会計・経理の資格といえば、やはり日商簿記（日本商工会議所主催簿記検定）や全経簿記（社団法人全国経理教育協会主催簿記能力検定試験）です。日商簿記でいえば1級が一番難しく、この1級を取得すると税理士試験を受験する事ができます。2級資格は「高度な商業簿記・工業簿記（原価計算を含む）を修得し、財務諸表の数字から経営内容を把握できる」内容とされており、資格保持者は一般的な会社の経理の知識を十分持っている者、といえるでしょう。

時代のニーズに合わせて内容等も変更

日商簿記2級は平成28年6月より、出題範囲が変更されました。昨今のビジネススタイルに合わせ、クレジット売掛金・電子記録債権（債務）・サービス業の処理等が新たに追加され、簿記試験が企業活動や会計実務に即した内容になるよう改定されています。また、今までは「4級」とされていた難易度の低い資格が廃され、新たに「日商簿記初級」が2017年4月から始まりました。この初級は「簿記の基礎知識は企業活動や経営を理解するため、経理・会計担当者のみならず、業種・職種を問わず企業人すべてに必要とされており、短期間でこれを習得するための目標となる資格」と位置付けられているようです。

初級はネット受験可能

1級・2級・3級は今まで通り、お近くの商工会議所で受験する必要がありますが、初級はパソコン教室や資格取得の為の学校等、商工会議所より施行機関として認定されている「商工会議所ネット試験会場」に赴けば受験が可能です。また、試験の結果は即時に出るようです。

内容は決算処理等の部分が省略されてはいますが、簿記の基本原理・期中取引の処理・月次集計等が出題範囲となっているので、簿記を学んでいない方等には取り組みやすい目標で「経理担当では無いが、基礎的な簿記の知識くらいは知っておきたいな」と思っていらっしゃる方にはお勧めです。

また商工会議所は「会計ソフトの操作」に特化した「電子会計実務検定」という資格認定も行っています。昔に比べると経理まわりの選択肢も増えましたね。

パート主婦の扶養の要件

103万円の壁とは

一般的に主婦の方がパートに働きに出ると収入額を意識する事が多いのが103万円の壁と言われるものでしょう。給与収入が103万円を超えると夫の収入から配偶者控除38万円が控除されなくなり課税になるからです。しかし103万円を超えて141万円までは配偶者特別控除があるので増える所得税は年5万から10万円と言うところです。103万円の壁と言うのは課税が始まる地点と言えます。この103万円超は平成30年1月より150万円超に変更されることになっています。配偶者特別控除も201万円までになりますので、課税され始める地点が150万円に変更される事になります。

企業で扶養手当、家族手当等の名称の賃金で出されている妻の扶養手当支給要件が妻の収入は103万円以下となっている場合、妻が就労制限をかけてしまう事も考えられます。政府や経営者団体はこのような場合は基準を検討するように求めています。

パートの社会保険加入①　106万円の壁

昨年の10月に従業員500人超の企業に勤める方に社会保険の加入が適用拡大されました。新たに加入対象者になる方は「週20時間以上勤務、月額88,000円以上」となっています。年間でみると1,056,000円となり「106万円の壁」等と呼ばれています。この対象は従業員500人超の企業ですから中小企業の多くは対象外です。一般的には「週の所定労働時間」か「月の所定労働日数」のいずれかが常用労働者の4分の3以上の勤務で加入対象となります。

平成29年4月から500人以下の事業所でも労使合意がありパートタイマーが適用条件に合えば加入できます。

パートの社会保険加入②　130万円の壁

年収130万円以上になると夫の健康保険の被扶養者から外れます。妻の勤め先で社会保険の加入要件に合えば加入するか、又は自身で国民健保、国民年金に加入する事になり、保険料負担が増加します。国民年金でも年間20万円位かかります。こちらの方が所得税の150万円の壁より意識せざるを得ない壁と言えるかもしれません。

芸術の秋
食欲の秋
読書の秋
スポーツの秋
貴方はどの秋？









『読書の秋』
読みたいと思って買い貯めていた本を読みたいです。読まなくちゃです。
鳥居　陽子

『スポーツの秋』
昨年フルマラソンを完走し燃え尽きていましたが、今年はつくばマラソンで完走目指します。
直井　優紀

『芸術の秋』
趣味の一つでカメラをやっていますが秋は紅葉を撮りに行って温泉で日頃の疲れを癒したいと思います。今年は東北方面に足をのばそうと思います。斎藤　和弘

『スポーツの秋』
山歩きをして、爽やかな空気と景色や草花を楽しみたいです。下山後の温泉と乾杯も魅力で、『食欲の秋』でもあります。安部　さおり

『食欲の秋』
今年になってもう8月で、一年のうち3分の2が過ぎたことになります。これから秋ですが、いろんなところに食べ歩き行きたいです。川上　晃平

『スポーツの秋』
今年の夏に旅行に行き、体力がかなり落ちていることを再認識しました。ですので運動して体力をつけたいと思います！！でも昨年も同じことを言っていたような気も…　今年こそは頑張ります。
木ノ内　真未

『食欲の秋』
一人暮らしだとあまり季節感のない食事になってしまうのですが、今年は秋ならではの食材で料理をしてみたいです。
松浦　梓穂

『スポーツの秋』
普段は観戦してばかりで運動はしないので、たまには動かそうと思います。細水　俊

『芸術の秋』
私は、今年の秋、キャッチーな音楽でハッピーなストーリーの、ブロードウェイ・ミュージカル「天使にラブ・ソングを…」を鑑賞しに行く予定です。この公演から、普段感じられない事を吸収できれば良いなと思います。足立　彩織

『食欲の秋』
松茸よりもサンマ派です。
子供もサンマが大好きです。
榎本　敏宏

『食欲の秋』
やはり食欲の秋です。近所に美味しい焼き鳥屋さんを発見したので、常連となるべく通おうと思います。野中　啓佑

『スポーツの秋』
9月30日に埼玉県彩湖でのベジタフルマラソンに参加します。給水所で野菜を使ったお料理が振る舞われるそうです。食欲の秋もかなえられるので一石二鳥です。四ヶ所　純子

『スポーツの秋』
美味しいものを食べすぎてしまう時期、脂肪を燃やすためにたくさん動こうかなと思います。
加藤　肇治郎



そこが知りたかったシリーズ　1

こうすれば税務調査も怖くない！

節税のポイントと経理処理の注意点

誰もが余計な税金は払いたくないものです。しかし節税をすると税務調査が怖い！
いえいえ、会社がしっかり経理処理をしていれば、節税も税務調査も怖いものではありません。社員の福利厚生に使う経費や、国が用意した政策上の優遇措置を使うことは、悪いことでも何でもありません。会社の方針（戦略）・キャッシュフロー・納税をバランスよく考えていくことが大切です！
このセミナーでは節税のポイントと、経理処理の注意点をわかりやすく解説していきます。
　セミナー参加者には、「節税のポイント」（小冊子のテキスト）をもれなくプレゼントいたします。



- 節税と脱税は全く違うもの
- 節税の種類とキャッシュフロー
- 役員報酬額の設定
- 従業員の福利厚生
- 交際費と会議費
- 債権が回収できない場合
- 「退職金制度」改革によって老後資金を確保する　他

日時：9月21日（木）
場所：杉並産業商工会館

詳細は、当社までお問い合わせ下さい！

2019 ラグビーワールドカップに向けてカウントダウン！

あと2年…



休みはラグビー漬けの遠藤税理士が熱く5年 語るコーナー

良い環境も良し悪し？

税理士の遠藤です。
今年も夏合宿に行ってきました。
あまり天候には恵まれませんでしたが、普段対戦できない東京以外のチームと数多く対戦でき子供達には良い経験となったと思います。
何より羨ましいのは芝の青々としたいいグランドで毎試合できるということ。
自分の時代は強豪校でなければそんないいグランドでは出来なかったもんです。
（天然芝で初めて試合したのは大人になってからだったなぁ。）
土にまみれ、砂にまみれ、ジャージはドロドロ、体中擦り傷だらけ。
治っていないところにまた怪我をする…。芝の柔らかいグランドじゃない分、脳震とうもたびたびでした。
これが本当に良かったのか…、甚だ疑問ですがこんな悪条件も（当時は普通だと思ってました）今の自分をつくるのには必要だったと思います。
いわゆる根性論、精神論。今の時代には合わないのかもしれませんが、必要ないわけではないと今でも思っています。
心の鍛錬もビシビシやっていこうと思った今年の夏でした。

次回へ続く…

■ 編集後記 ■

もうすぐ夏休みが終わります。8月31日はいつも宿題に追われていたような…。ところが会計事務所のスタッフは、けっこう計画的に終わらせてた人が多いような気がします。計画的にできる人に適性のある仕事なのかもしれませんね。夏は税理士試験もあり、うちのスタッフも受験しています。コツコツと計画的につづけてきた成果が出るといいですね！

〈お問い合わせ先〉
E-Mail：saikai3@s-zj.com
TEL：03-5356-7301
FAX：03-5356-7302

お便り、ご感想お待ちしております